

西淀川区社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、西淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員は無報酬とする。

(費用)

第3条 本会は、評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、実費弁償とし、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行する。